

宮内庁デジタル・ガバメント中長期計画

令和4年8月29日

宮内庁行政情報化推進委員会決定

1. 基本事項

本計画は、デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律並びに官民データ活用推進基本法に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、宮内庁におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について中長期計画として取りまとめるものである。

(1) 目的

宮内庁においては、行政サービスに係る法令の所管はなく、対外的な情報発信等を行う情報システムの規模も大きなものではないが、政府機関の一員として、

- ・利用者中心の行政サービス
- ・行政データ連携の推進

は重要な課題であると認識し、費用対効果の観点も踏まえつつ、積極的な取組を行い、

- ・必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会
- ・官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

を実現するため、デジタル・ガバメントを推進することとする。

なお、中長期計画は、必要に応じて、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

(2) 計画期間

計画期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までとする。

(3) 現状と課題

前述のとおり、宮内庁においては、行政サービスに係る法令の所管はなく、対外的な情報発信等を行う情報システムの規模も大きなものではないが、政府機関の一員として、デジタル・ガバメントの推進は重要な課題と認識している。

その推進を図るためには、宮内庁が業務を行う上で必要となる文書作成及び

情報伝達等の基盤としている宮内庁情報ネットワークシステム（宮内庁 NWS）の更なる整備の検討が必要である。

宮内庁 NWS は、皇居内に設置された構内ネットワーク（LAN）と、皇居外に所在する宮内庁の各拠点それぞれに設置された LAN と、それら全ての LAN を IP-VPN 回線で相互に接続し統合した広域拠点間ネットワーク（WAN）とで構成されており、一府省庁一ネットワークの体制になっている。また、インターネット接続回線サービスを本庁だけに集約し、各拠点は、WAN を介してインターネット接続を行っている。

このことから、宮内庁 NWS は、宮内庁におけるデジタル・ガバメントを推進する上でも、最も根本となる情報システムであると言える。

これまで、宮内庁 NWS に係る取組として、情報システム構成及び運用の効率化・合理化のみならず、安全性、信頼性及び可用性並びに柔軟性が確保されたネットワーク環境の構築に努めてきたところであるが、改めて重点計画において、高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティの両面を確保したネットワークが求められていることを踏まえ、当面、それらの実現を第一の課題とする。

また、重点計画で提言されている、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、他府省所管の法令に基づく行政手続や宮内庁の業務等に関するインターネット上での情報発信などの在り方について見直しに努める。

加えて、デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備については、宮内庁の特質や費用対効果を踏まえた上で、保有する各情報システムの見直しやオープンデータ化を課題として検討を進める。

(4) 計画目標

【宮内庁 NWS 関係】

① GSS 移行によるメリットの最大化

宮内庁情報 NWS は、次期ネットワークとして令和 5 年 10 月に政府共通の標準的な業務実施環境（パーソナルコンピュータやネットワーク環境）としてガバメントソリューションサービス（GSS）への移行予定である。GSS とは、職員が働くための環境について、ゼロトラストネットワークアーキテクチャ等の最新技術を積極的に活用することで、場所を選ばせない働き方の安全な実現、情報共有やコミュニケーションの円滑化

と活性化、業務の自動化、IT化を強化促進するものであり、デジタル庁が一元調達する政府共通ネットワークシステムである。

移行に際し、現行ネットワークシステムから引き継ぐデータ及びログ等や、今までの基本機能を始め、GSSを利用することにより拡張される機能等を、滞りなく利活用できるように進め、職員の生産性の向上を図ることとする。

【インターネット上の情報発信等関係】

② 利用者のニーズに合致する情報発信の充実化

現在第一期政府共通プラットフォーム上に整備されている宮内庁ホームページ、参観受付及び情報公開のシステムが稼働する宮内庁公開システムは、クラウドサービスの利点を最大限に活用でき、迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステム構築の基盤となる政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドに令和5年度に移行予定である。移行後においては、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

具体的には、利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズを踏まえきめ細かく提供する。

③ デジタルアーカイブの統合による効率化・合理化

現在稼働中の正倉院宝物公開管理システムと書陵部所蔵資料目録・画像公開システムは、令和5年度リース満了の予定である。既存システムの更新に併せて両システムの契約統合を行い、運用経費等の圧縮、効率化・合理化を目指す。

また、この契約統合に合流する形で、当庁京都事務所が管理する京都御所・京都大宮仙洞御所・桂離宮・修学院離宮等の文化財に関わる諸情報を包括的に管理活用することを目的としたデジタルアーカイブシステムを新規構築する

新規システムは、平安以来の皇室の文化を今に伝え、今日まで守り伝えられてきた京都御所・京都大宮御所・京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮の画像・図面・来歴・使用方法等の諸情報を包括的に管理活用する

デジタルアーカイブシステムである。

利用者が京都御所を始めとする皇室関連施設の歴史・建築物・庭園・障壁画・調度品等の情報を自らの関心に従い、時と場所を問わずに容易に検索して閲覧する機能を有する。一方管理面では災害に対する迅速な被害把握や経年劣化による修繕の対応等、皇室の文化を後世に継承・保存することを担い、修繕・管理・公開・調査研究の高度化と加速化を目指すものである。メタデータの整備・画像の登録・サムネイルの作成等、デジタルコンテンツの作成・収集等については、既存デジタルアーカイブシステムの作成・登録方法を踏襲し、効率化を図る。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

当庁において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)に該当する規制等はない。